

## 二本松信用金庫の利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

### 利益相反管理方針

- 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 二本松信用金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

### 金融商品に係る勧誘方針

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 二本松信用金庫の保険商品に係る勧誘方針

当代理店は、保険商品その他金融商品の販売等に関する勧誘を行うに際し、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき次のとおり勧誘方針を定めましたので、ご案内させていただきます。

### 保険商品に係る勧誘方針

- 保険商品その他金融商品の販売等に当たっては、各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
  - 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令を遵守いたします。
  - お客さまに対し適切な勧誘が行えるよう自己研鑽に励み、商品知識等の修得に努めます。
- お客さまが適切な保険商品その他金融商品を選択できるように常に努力してまいります。
  - お客さまの保険商品その他金融商品に関する知識、ご購入経験、ご購入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明に努めます。
  - お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
- 保険商品その他金融商品の販売に際しては、お客様の立場に立ってお客様本位の勧誘に努めてまいります。
  - お客様への勧誘に際しては、お客さまの意向に沿って、ご無理のない時間、場所等十分な配慮に努めます。
  - お客さまの様々なご意見等の収集に努め、保険商品その他金融商品の販売等に反映していくよう常に努力します。

なお、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いに際し、迅速かつ的確に処理するよう努めます。

また、お客さまに関する情報は適正に取り扱い、プライバシーの保護を図ります。

## 預金保険制度(ペイオフ)について

ペイオフとは、預金保険制度に加盟する金融機関が経営破綻した場合、預金保険機構がその金融機関に代わって、その金融機関の預金者一人当たり元本1千万円とそれにかかる利息を直接支払う制度です。元本1千万円を超える部分については、破綻金融機関の清算見込み額に応じて預金者へ配分されることとなります。平成17年4月以降の預金保護の範囲は下記のとおりとなっております。

当金庫は、充分な自己資本を確保しており、また、さらに自己資本の充実及び不良債権の処理等の財務内容の健全化を進めておりますので、安心してご利用ください。

### ■預金等の保護の範囲は?

	預金等の分類	平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(トピックなど)等	合算して元本1,000万円とその利息等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外